○経済産業省告示第二百七十八号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定に基づき、太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準を次のように定める。

平成二十一年八月三十一日　　経済産業大臣　二階　俊博

太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第２条第７項に規定する特定エネルギー供給事業者である電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第２号に規定する一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）は、非化石エネルギー源の利用の重要性にかんがみ、再生可能エネルギー源としての太陽光の利用を図るための一つの取組として、太陽光発電設備により太陽光を変換して得られる電気（以下「太陽光発電による電気」という。）の調達を行うことが重要である。

そのため、一般電気事業者は、次に掲げる要領にしたがって、太陽光発電による電気（一般電気事業者及び電気事業法第２条第１項第８号に規定する特定規模電気事業者（以下単に「特定規模電気事業者」という。）の需要家が設置した太陽光発電設備（発電能力が500kW以上のもの、発電事業目的で設置されたもの及び昼間の電力消費が一年間を通じてほとんどなく、又は昼間の電力消費がある時期が限られている施設又は設備（以下「施設等」という。）に設置されたものを除く。以下同じ。）によるものに限る。以下同じ。）のうち、余剰電力（太陽光発電による電気のうち、当該太陽光発電設備が設置された施設等において消費された電気を除いた部分であって、かつ、当該太陽光発電設備が設置された施設等に接続されている一般電気事業者が維持・運用する配電線に逆流した部分をいう。以下同じ。）の調達（以下「太陽光電力買取」という。）を行うこととする。

この際、太陽光電力買取は、調達可能な余剰電力量の全てについて実施することを目標とする。

⑴　住宅用太陽光発電設備に係る太陽光電力買取

①　太陽光発電設備の発電能力が10kW未満のもの

ⅰ）単価

太陽光電力買取の単価は、当該太陽光発電設備の設置に要する費用の水準を前提に、太陽光発電設備の設置者（以下単に「設置者」という。）を過度に利することがなく、かつ、太陽光電力買取に要した費用を転嫁される（注）電気の需要家に過度の負担となることのないような期間で設置に要する費用を回収でき、かつ、全体として現在の相対契約による価格に比して高い水準であることにより、我が国における太陽光電力買取の可能量を増大させるとともに、太陽光電力買取に要した費用を電気の需要家に電気の供給の対価として適切に転嫁することができるような単価（表１参照）とすること。

表１

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成22年３月31日まで	48円／kWh

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備その他の当該施設等に電気を供給する設備（以下「自家発電設備等」という。）が設置されている場合については、当該自家発電設備等による電気の供給量が余剰電力の量に与える影響を勘案した単価（表２参照）とすること。

表２

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成22年３月31日まで	39円／kWh

ⅱ）期間

太陽光電力買取を行う期間は、我が国における太陽光電力買取の可能量を増大させる観点及び設置者を過度に利することがなく、かつ、太陽光電力買取に要した費用を転嫁される電気の需要家に過度の負担となることのないような期間とする観点から、現に太陽光発電設備の設置に要する費用の回収期間として実現可能な早期の期間を踏まえ、太陽光電力買取のための受給開始日から10年間とすること。

②　太陽光発電設備の発電能力が10kW以上のもの

ⅰ）単価

①ⅰ）に準じた単価（表３参照）とすること。

表３

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成22年３月31日まで	24円／kWh

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備等が設置されている場合については、①ⅰ）ただし書に準じた単価（表４参照）とすること。

表４

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成22年３月31日まで	20円／kWh

ⅱ）期間

①ⅱ）に準じた期間（10年間）とすること。

⑵　非住宅用太陽光発電設備に係る太陽光電力買取

ⅰ）単価

⑴①ⅰ）に準じた単価（表５参照）とすること。

表５

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成22年３月31日まで	24円／kWh

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備等が設置されている場合については、⑴①ⅰ）ただし書に準じた単価（表６参照）とすること。

表６

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成22年３月31日まで	20円／kWh

ⅱ）期間

⑴①ⅱ）に準じた期間（10年間）とすること。

⑶　付随する取組

一般電気事業者は、上記要領にしたがった太陽光電力買取に係る契約条件についてパンフレット、インターネットその他の方法により適切な周知を図ること。

㈠注）　太陽光電力買取に要した費用の適切な転嫁のあり方

⑴及び⑵の要領にしたがって行う太陽光電力買取については、太陽光電力買取に要した費用が、一般電気事業者及び特定規模電気事業者の全需要家に対して、電気の供給の対価を構成する要素として適正に転嫁されることが前提となる。その基本的な考え方は次のとおりである。

①　太陽光電力買取に要した費用の総額（以下「買取総額」という。）から、太陽光電力買取による一般電気事業者の回避可能費用（太陽光電力買取により一般電気事業者がその需要に応じた電気の供給のために必要な発電量が減少したことによって一般電気事業者が支出することを免れる費用をいう。以下同じ。）を差し引いた額を転嫁すること。